【都留市】埋蔵文化財包蔵地に関する事前照会票　→　回答票

【問合せ】↓枠内（2～6）に照会内容を記入してください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　№

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.受付日時 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | |
| 2.問合せ地所 | |  | | | |
| 3.申請者 | | 会社名 | | | TEL:　　　　　　　　　FAX: |
| Mail: |
| 氏名 | | | 住所　〒 |
| 4.目的  （〇を記入） | | １:不動産鑑定（土地評価） ２:集合住宅 　　３:個人住宅　　４：工場 　　５：店舗 　　６：個人住宅兼工場又は店舗　　７：その他建物（ 　　　　　　） ８：宅地造成 　　９：土砂採取　10：その他の開発（　　　　 ） 11：携帯電話基地局（　　　　　 ） | | | |
| 5.面積 | | ㎡　　　　（公簿 ・ 実測） | | | |
| 6.現状  （〇を記入） | | １：更地　　２：宅地　　３：水田　　４：畑地　　５：山林　　６：道路　７：荒蕪地　 ８：原野　　 ９：その他（ 　） | | | |
|  | | | | | |
| 【回答】↓該当する回答番号に〇を記入しています。書類提出がある場合はご対応ください。 | | | | | |
|  | １．「埋蔵文化財包蔵地の範囲外」に該当する  （遺跡地図に記載がない/かつて、照会・問い合わせが行われ、遺跡の所在が認められていない） | | | | |
| →今後の対応 | | | 慎重工事として対応　※今後の手続きは不要ですが、掘削時に土器など確認されることがありましたら市教育委員会までご連絡ください。 | | |
|  | 2-1．「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する  （遺跡地図に記載がある/かつて、照会・問い合わせが行われ、遺跡の所在が認められている） | | | | |
| →今後の対応 | | | ★「文化財保護法93条ならびに94条に係る書類」の提出  文化財保護法第93条第1項の規定により、事業者は**工事着手の60日前**までに市教育委員会を経由して「埋蔵文化財発掘調査届出」を山梨県に提出する義務があります。 | | |
|  | 2-2. 「周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地」に該当する  （遺跡地図上の埋蔵文化財包蔵地からおおむね50m以内の範囲にある。/かつて、照会・問い合わせが行われ、近接地としている。） | | | | |
| →今後の対応 | | | ★「埋蔵文化財包蔵地について（照会）」の提出  工事を実施する場合、**工事着手の30日前**までに市教育委員会に書類の提出が必要です。 | | |
| ・工事内容によっては試掘調査および立会い調査を実施する場合がございます。計画段階の場合は、工事の実施が決定したところでご提出ください  ・内容により立会いから慎重工事対応に切り替わる場合があります。 | | |
| 問合せ地所が  該当する遺跡名 | |  | | 遺跡№  分類　　　　　　（　　　　） | |
| 提出書類は　都留市ホームページ　よりダウンロードしてください。  （ホーム＞組織のご案内＞生涯学習課＞文化振興担当＞都留市内で建築・土木工事等を計画されている方へ）  <https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/shougaigakushuu/bunkashinko_t/856.html>  2-1. 周知の埋蔵文化財包蔵地であった場合　【ダウンロードはこちら】　より  2-2. 周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地である場合　【ダウンロードこちら】　より | | | | | |
| 7.受付者 | | 都留市教育委員会 生涯学習課 文化振興担当　　氏名（　　　　　）  【問合先】　TEL:0554-45-8008　FAX:0554-45-8201　mail：bunkashinkou@city.tsuru.lg.jp | | | |